

第3章 参考資料

1. 関係法令

(1) 文化財保護法

文化財保護法（抜粋：第一条～四条、第四十三条～四十五条、第九十二条～九十四条、第九十九条、第一百零一条、第一百零三条、第一百零五～百零七条、第一百零九条、第一百十一条、第一百十二条、第一百二十五条、第一百二十七条、第一百六十八条）

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下、「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号）、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百零条、第一百零二条、第一百零二条、第一百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を

受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下、「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)
- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。
(管理団体による管理及び復旧)
- 第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物施設の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
- 第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
(所有者による管理及び復旧)
- 第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
(管理に関する命令又は勧告)
- 第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
(復旧に関する命令又は勧告)
- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第十二章 補則

第二節 国に関する特例

第六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(2) 文化財保護法施行令

文化財保護法施行令（抜粋：第五条第四項、第三十条）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまでおよびりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条の規定による許可およびその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条 および第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲および当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）および第三十一条の規定による調査および調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

（3）現状変更等の許可の事務の処理基準

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

庁保記第二二六号
平成一二年四月二八日

都道府県教育委員会あて

文化庁次長通知

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成一一年法律第八七号)による改正後の文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号)および地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(平成一二年政令第四二号)による改正後の文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)の施行に伴い、平成一二年四月一日から、令第五条第四項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。ついては、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、域内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

(別紙)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日
文部大臣裁定

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項および第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行

う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、函面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容および実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

2. 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築および除却」、「増築および除却」又は「改築および除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設および道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置および道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線および電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 六 令第五条第四項第一号へ関係
- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ることおよび枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 七 令第五条第四項第一号ト関係
- (一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲および飼育」又は「捕獲および標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- 八 令第五条第四項第一号チ関係
- (一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- 九 令第五条第四項第一号リ関係
- 天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

(4) 天然記念物の指定基準

左に掲げる動物植物および地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- A 一 動物
- (一) 日本特有の動物で著名なものおよびその棲息地
 - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするものおよびその棲息地
 - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
 - (四) 日本に特有な畜養動物
 - (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なものおよびその棲息地
 - (六) 特に貴重な動物の標本
- B 二 植物
- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
 - (二) **代表的原始林、稀有の森林植物相**
 - (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
 - (四) 代表的な原野植物群落
 - (五) 海岸および沙地植物群落の代表的なもの
 - (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
 - (七) 洞穴に自生する植物群落
 - (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
 - (十) 著しい植物分布の限界地
 - (十一) 著しい栽培植物の自生地
 - (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- C 三 地質鉱物
- (一) 岩石、鉱物および化石の産出状態
 - (二) 地層の整合および不整合
 - (三) 地層の褶曲および衝上
 - (四) 生物の働きによる地質現象
 - (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
 - (六) 洞穴
 - (七) 岩石の組織
 - (八) 温泉並びにその沈澱物
 - (九) 風化および侵蝕に関する現象
 - (十) 硫気孔および火山活動によるもの
 - (十一) 冰雪霜の営力による現象
 - (十二) 特に貴重な岩石、鉱物および化石の標本
- D 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

(5) 史跡の指定基準

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの。

1. 貝塚、集落跡、古墳、墓地等
2. 都城跡、国郡庁、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡
- 3. **社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡**
4. 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術・文化に関する遺跡
5. 医療・福祉施設、生活関連施設等
6. 交通・通信施設、治山治水施設、生産遺跡、その他経済・生産活動に関する遺跡
7. 墳墓(大名・著名人)・碑
8. 旧宅、園池
9. 外国および外国人に関する遺跡

『特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準』より

2. 過去の現状変更

過去、史跡「宗像神社境内」および天然記念物「沖の島原始林」について申請が出された現状変更等の一覧を示す。

表 資-3-2-1 (1) 現状変更等の一覧

年	場所	主体	内容	理由	備考
昭和8(1933)年	沖ノ島	九州帝国大学	原始林調査	学術調査。	現状変更にはあたらず。
昭和12(1937)年	沖ノ島	陸軍築城本部	軍事施設	国防。	現状変更は「已むを得ざる限度」。
昭和26(1951)年	沖ノ島	福岡県(水産課) (国費事業)	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業。漁船の遭難絶滅を図り併せて漁業生産の増加を期するの目的で、避難漁港を修築。	東防波堤150m、西防波堤188m。所要採石数量15万㎡、工費2億9千万円。周辺漁民からの嘆願書。
昭和29(1954)年	沖ノ島	宗像神社	発掘調査(第1次)	学術調査。漁港修築工事に伴い、地表に露出するか、腐葉土に覆われたままの祭祀遺品を保管するため。	第一回:5月末、第二回:8月。
昭和30(1955)年	辺津宮	宗像神社	※遺物出土	畑地(個人所有)耕作中。	滑石製舟形等、祭祀遺物。宗像神社で嚴重保管。
昭和30(1955)年	沖ノ島	宗像神社	発掘調査(第1次)	学術調査。漁港修築工事に伴い、地表に露出するか、腐葉土に覆われたままの祭祀遺品を保管するため。	第三回:6月初。第四回:10月。
昭和31(1956)年	沖ノ島	福岡県(水産部施設課) (国費事業)	無断の採石・伐採	漁港修築事業。	S30年12月～S31年1月の間に、工事関係者が4、5本伐採したことが調査の結果判明。嚴重警告。
昭和32(1957)年	沖ノ島	宗像神社	発掘調査(第2次)	学術調査(第1次の継続調査)。遺跡の実態の記録と遺物の保管を目的。	調査は8月。「昨年心なき者のために攪乱され、遺物のみ辺津宮に保管」。
昭和36(1961)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	東側山腹の露出岩約600㎡が平になり、島の渚の一部が変化される。
昭和37(1962)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	同上。
昭和37(1962)年	沖ノ島	福岡県高等学校福岡地区生物部会	生物調査	学術調査。今まで高等植物以外については極めて不十分のため、総合調査を実施。	神社の了解を得て一部標本を採集。小屋島を含めて調査。「小屋島は天然記念物に加えて保護地域に指定されることが望ましい」「オオミズナギドリの大繁殖は～植生に害を及ぼしていると考えられているので、この点は植生を保護する適切な処置が望ましい」。
昭和38(1963)年	沖ノ島	福岡県高等学校福岡地区生物部会	生物調査	学術調査(前年度調査の補備調査)。	観察・写真撮影・記録を主で、現状変更は行わない。
昭和39(1964)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	
昭和40(1965)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	
昭和41(1966)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	作業員による燃料のための樹木伐採が判明。また、転石採取により東端崖面に亀裂発生。
昭和42(1967)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	東側山腹の露出岩約200㎡が平になり、島の渚の一部が変化される。
昭和42(1967)年	辺津宮		※本殿拝殿シロアリ被害		
昭和43(1968)年	沖ノ島	県商工水産部施設課	防波堤用に岩石採取など	漁港修築事業(継続事業)。	採石場を現状で放置することは落石、山崩等危険な状態であるため原始林の保存と島的美観をそこなわない様切崩し採集する。
昭和43(1968)年			宗像神社境内史跡指定申請。		
昭和44(1969)年	沖ノ島	宗像神社復興期成会	発掘調査(第3次)	学術調査。古代歴史の究明に大きな期待。	第一次:10月。第二次:11月。
昭和45(1970)年	沖ノ島	宗像神社復興期成会	発掘調査(第3次)	同上。	第三次:5月。第四次:10月。
昭和45(1970)年	沖ノ島	第七管区海上保安本部	航路標識整備	近海を航行する船舶の安全を図るため。	気象観測所等の撤去および沖ノ島港誘導灯新設(燈台用送電線路布設および沖ノ島港導燈用送電線路・給水管の地下埋設)。
昭和45(1970)年	沖ノ島	第七管区海上保安本部	災害復旧治山事業	6月29日の集中豪雨による山腹の崩壊に対する緊急治山事業。崩壊地の直下に沖の島避難港及びその付属建造物並に発電所等があり、この諸施設の保護の必要。	崩壊山脚部固定のための土留工(鋼製)全高3.5m、崩壊急斜面に浸食防止の種子吹付工(かや)、土留工後方の比較的緩傾斜面に早期緑化のための植栽工(とべら)。

表 資-3-2-1 (2) 現状変更等の一覧

年	場所	主体	内容	理由	備考
昭和46(1971)年			宗像神社境内史跡指定。		4月22日。
昭和47(1972)年	辺津宮	個人	物置納屋の解体撤去	老朽建物の撤去。	大字田島2380。
昭和47(1972)年	辺津宮	宗像神社	枯木(松)伐採	松喰虫による被害。	心字池と鳥居の間の松。
昭和47(1972)年	沖ノ島		崖崩れ	豪雨(7月)。島の南西部(お高及び御前付近)。	この年、保安林に指定(土砂流出防備)。
昭和48(1973)年	沖ノ島	福岡県福岡農林事務所	治山工事	昭和47年7月、昭和48年6月災害による面積約50haの地すべり性崩壊地域のうち、漁港等の公共施設に直接影響をおよぼす0.1haの山腹崩壊地に対し、崩壊面の拡大防止、復旧を図る。	地表水排除のための水路工、および山腹崩壊面の安定復旧のための土留工、柵工、暗渠工、筋工。
昭和49(1974)年	辺津宮	個人	住宅改築	老朽家屋の除去、新築	大字田島2380。
昭和49(1974)年	辺津宮	宗像神社	社殿再建等	旧玄海小学校校舎(町舎)を解体整地のうえ、第二宮・第三宮の建設並びに高宮参道の建設を行う。	字上殿、字第三ノ下。校舎建設等により既に遺構が消失している地域。神社の宗教的祭祀慣行の復元。
昭和50(1975)年	辺津宮	宗像神社	枯損木(松林)伐採	松喰虫による被害。倒木の害及び他の松への転移の恐れ。	大字大谷1529。松を伐採し他の樹木を植えて緑地保全。
昭和50(1975)年	沖ノ島		カンムリウミスズメ天然記念物指定。		所在地・地域を定めず指定。
昭和52(1977)年	辺津宮	個人	石垣復旧	降雨により崩壊した石垣の旧状復原。	大字田島2380。高さ2m長さ20mの石垣を築き換えコンクリートでかためる。
昭和52(1977)年	辺津宮	個人	住宅改築	家屋の老朽化による改築。	大字田島2282-4。
昭和53(1978)年	辺津宮	宗像大社	新宝物館(神宝館)新築	分散保管している神宝の全てを一括収蔵し、保管展覧を行うことを目的。宗像大社に関する古文書の奉納寄進も多く、神宝の防災と警備に万全を期す。	字第三ノ下2332。建設予定地は河川氾濫原の埋立て地であって、昭和38年宝物館建設にともしないボーリング調査の結果、土砂及び泥炭の堆積により平野部となったことが判明し、遺跡並びに遺物の出土はなく建設の際に埋め立て工事をも行ない現状となる。
昭和53(1978)年	沖ノ島	第七管区海上保安本部	沖ノ島灯台機械舎故障等の改修	灯台用機械舎の背部の土砂崩壊流失により故障が破損したのでこれを補強し、敷地内への流れ込みを防止する。	港湾部分。
昭和54(1979)年	辺津宮	個人	ブロック塀設置	昭和54年6月30日の豪雨による路肩崩壊に伴う復旧工事。	大字田島2380。道との境長さ28m、最高位の高さ1.7mの断面三角形を呈す如く地盤の土砂崩れ。ブロック塀とし、基礎をコンクリートでかためる。
昭和55(1980)年	辺津宮	宗像大社	宿衛舎改築	当初社務所として明治15年に新築、大正12年に従前の位置から約13米後方に移して改築、昭和45年に現社務所を建設の後は、本殿、拝殿警衛のための宿衛舎として使用。老朽化して雨漏り、白蟻の被害等が著しく、改築。	この地の北東面は「御前の浜」とされ、古絵図では釣川に接し海岸線をなしていた。事前調査を行い、旧地に約30種の盛り土を行ない同様な外観、構造、面積で建築を行う。3本のトレンチ調査では遺物、遺構なく、旧来より釣川の河岸であり永い年月氾濫原であったことを確認。明治時代に社務所建設する時も盛り土を行ない、地上げを行なったと言えられる。
昭和57(1982)年	辺津宮	宗像大社	水路改修	境内地西側を流れる水路は町道と接している。住民の緊急時における通行を滞らせ生活の上にも支障をきたすことが多いため。	水路壁面を強固になす工事を行い、鉄筋コンクリート製の上蓋を張り暗渠とし路面を拡幅。
昭和57(1982)年	沖ノ島		県自然環境保全地域に指定。		優れた林相を呈している原生林地域及び野性鳥類の生息地として。小屋島、御門柱及び天狗岩の地区も指定。標識1基(沖ノ島本島)、制札1基(小屋島)を設置。
昭和58(1983)年	沖ノ島	国立歴史民俗博物館	遺跡模型作成	国立歴史民俗博物館における展示及び研究資料とするため。	シリコンゴムによる型取り。

表 資-3-2-1 (3) 現状変更等の一覧

年	場所	主体	内容	理由	備考
平成2(1990)年	辺津宮	宗像大社	守札授与所増改築		史跡の保存に影響を及ぼすものでない。
平成2(1990)年	辺津宮	個人	納屋改築	屋敷内の稲屋が老朽化しており、改築。	田島2284-2。現在と同様に木造。
平成2(1990)年	沖ノ島	福岡農林事務所	法面保護工事	港湾背面の山腹は、昭和48年の豪雨により崩落を始め、風雨等による浸食が著しく、崩壊は上部原生林内の古代祭祀遺跡に迫りつつあり、また崩壊土礫が直下の灯台電源舎施設へも迫りつつあるため、早急に灯台電源舎裏の崩壊防止を図るもの。	宗像大社及び福岡海上保安部から工事の要望。 崩壊法面の現状は、基岩である粘板岩等の剥出し状。同色に近いモルタル吹付けによる被覆は、さほどの景観変化は無い。
平成6(1994)年	中津宮	宗像大社	給水管設置	境内に設置している上・下水道の変更工事にともない、防火用の放水銃一口整備の為給水パイプを補設。	既存の給排水管の場所にもう一本給水管を設置するもの。
平成8(1996)年	辺津宮	宗像大社	清明殿改修	老朽化による破損部分を改修。	昭和11年建設の木造銅版葺建築。
平成8(1996)年	辺津宮	宗像大社	水路暗渠化	祖霊社前の溝を暗渠とし、崩落した水路石垣の保全を図り、歩行者の安全を確保する。	
平成9(1997)年	沖ノ島	福岡農林事務所	土留め擁壁の改修	コンクリート擁壁が転倒を生じ、崩壊する危険があるため。	昭和30年代に山腹が崩壊し土砂が流出した際に、土留工(コンクリート)によって復旧を図ったもの。掘削箇所は、昭和30年代当時の掘削箇所と重なる。
平成9(1997)年	沖ノ島	福岡農林事務所	落石防止柵の改修	腐食し老朽が著しく、落石防止柵の部分をコンクリートに置き換える。	昭和45年の災害により、山腹が崩壊し、漁港施設に多大な被害を生じた際に、落石防止柵(鋼製)と実播工(種子吹付け)によって災害復旧したもの。掘削箇所は、昭和45年当時の掘削箇所と重なる。 今回の工事個所に隣接して既設の土留(コンクリート)があり、老朽化した落石防止柵よりも、景観的にも一体化が図られる。
平成16(2004)年	辺津宮	宗像大社	心字池縁の桜の植栽	老木のため。	
平成17(2005)年	中津宮	き損	き損(石垣)	福岡県西方沖地震。	
平成18(2006)年	沖ノ島	NTTDコモ九州		movvaからFOMAへ。漁港付近ヘソローラ架台及び蓄電池を治めた収容函設置。	
平成18(2006)年	沖ノ島	き損	地滑り	集中豪雨(7月)。参道に多量の土砂および倒木が流れ込む。真水をためる施設が破損。	神職並びに氏子・崇敬者総勢28名で土砂を除去し、施設を応急処置。土砂は社務所裏の空地に運び込んだ。
平成18(2006)年	沖ノ島	福岡農林事務所	豪雨による崩壊に対する保安施設事業	斜面の保全。	
平成22(2010)年	沖ノ島	NTTDコモ	アンテナ4基の新設とマイクロアンテナなどの付け替え	通話品質の向上(圏外区域の解消)。	釣り業者からの要望。 現状変更の申請も必要なし。

3. 参考文献

(刊行年順)

- ・沖の島学術調査報告（一） 1 沖の島の植物生育相，福岡博物学雑誌第1巻，竹内 亮，昭和10（1935）年
- ・沖の島産維管束植物目録，福岡博物学雑誌第1巻，竹内亮，昭和10（1935）年
- ・沖の島の木本植物の地理的分布に就て，竹内 亮，日本林学会誌 第16巻第12号，昭和12（1937）年
- ・沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡，宗像神社復興期成会，昭和33（1958）年
- ・続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡，宗像神社復興期成会，昭和36（1961）年
- ・宗像神社史 上巻，宗像大社復興期成会，昭和36（1961）年
- ・宗像神社史 下巻，宗像大社復興期成会，昭和41（1966）年
- ・宗像神社史 附巻，宗像大社復興期成会，昭和46（1971）年
- ・沖の島生物総合調査報告，福岡県高等学校生物部会，昭和46（1971）年
- ・福岡県沖の島の脊椎動物相，とくに鼠相の特殊性について，平岩，内田，九州大學農學部學藝雑誌 18(2)，昭和47（1972）年
- ・宗像大社昭和造営誌，宗像大社復興期成会，宗像大社復興期成会，昭和51（1976）年
- ・壱岐の生物—対馬との対比—「筑前・沖ノ島の植生」，長崎県生物学会，昭和52（1977）年
- ・宗像沖ノ島 I 本文，第三次沖ノ島学術調査隊，宗像大社復興期成会，昭和54（1979）年
- ・宗像沖ノ島 II 図版，第三次沖ノ島学術調査隊，宗像大社復興期成会，昭和54（1979）年
- ・宗像沖ノ島 III 史料，第三次沖ノ島学術調査隊，宗像大社復興期成会，昭和54（1979）年
- ・福岡県の名勝・天然記念物，福岡県教育委員会，昭和54（1979）年
- ・「海の正倉院」沖ノ島 宗像大社 神宝館 沖ノ島大国宝展記念，宗像大社文化財管理事務局，宗像大社，平成17（2005）年
- ・むなかたさま その歴史と現在<改訂版>，「むなかたさま」編集委員会，宗像大社，平成18（2006）年
- ・宗像市自然環境調査結果報告書，宗像市，平成19（2007）年
- ・宗像遺産<文化遺産編>，土井国男，宗像市，平成19（2007）年
- ・宗像遺産<自然遺産編>，土井国男，宗像市，平成20（2008）年
- ・宗像遺産<暮らし遺産編>，土井国男，宗像市，平成21（2009）年
- ・宗像大社，株式会社ジーエータップ，宗像大社社務所，平成23（2011）年

国指定史跡「宗像神社境内」
国指定天然記念物「沖の島原始林」
保存管理計画書

発行日 平成26年3月31日

発行 宗像市教育委員会

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

資料作成協力 株式会社アーバンデザインコンサルタント